



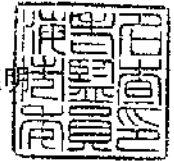
海老名市監査委員告示第 25 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年11月22日

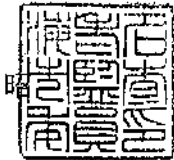
海老名市監査委員

雨宮 徳明



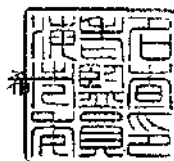
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

宇田川 希



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 財務部 企画財政課
- 2 監査の実施日 令和5年9月26日
- 3 監査結果の公表日 令和5年10月23日(海老名市監査委員告示第23号)

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
令和4年度の旅費の支出について支給漏れが1件あり、支給漏れの支出事務については翌年度に処理されている。 (旅行日:令和4年12月20日 用務先:神奈川県庁 金額:1,056円)	支給漏れが発覚次第、早急に支出事務を行いました。 今後は、庶務担当職員のみでなく、複数職員で旅行実施状況を確認し、請求書の出力漏れが起こらないような運用体制をとります。

- 1 監査の結果により措置を講じた課 財務部 財産・車両課
- 2 監査の実施日 令和5年9月26日
- 3 監査結果の公表日 令和5年10月23日(海老名市監査委員告示第23号)

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
目的外の使用料の納入については、海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第9条により、納期限の定めがあるが、期限を遅延して納入されたものが、2件あった。	相手方の業務都合に左右される部分ではあるが、納入についての催告を増やすとともに、事前に金額を伝えて納入の準備をさせるなど、遅延とならないように努めていきます。

- 1 監査の結果により措置を講じた課 財務部 資産税課
- 2 監査の実施日 令和5年9月28日
- 3 監査結果の公表日 令和5年10月23日(海老名市監査委員告示第23号)

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
令和4年度の旅費の支出について支給漏れが1件あり、支給漏れの支出事務については翌年度に処理されている。 (旅行日:令和5年3月9日 用務先:横浜地方法務局厚木支店 金額:252円)	支給漏れの支出事務については、翌年度において当該年度分と合わせて処理しました。 今後の対応については、これまで、旅行のあった翌月にのみバッチ処理を行っていたが、現在は、旅行の有無を問わず、毎月、バッチ処理を行うこととし、定例処理業務に位置付けました。また、処理担当者に対し、命令者及び旅行実施者がそれぞれ旅行のあった旨を報告することとしました。